

【遺産分割協議書の追記する事項↓↓】

1. 下記記載の不動産について、相続を原因とする所有権移転登記を申請するに際し、所有権登記名義人●●の登記記録上の住所から死亡時に至るまでの住所の変遷を証明する資料は、法令による保存期間が経過しており取得する事ができず、登記記録上の所有権登記名義人●●と被相続人●●との同一性を証明することができない。しかしながら、登記記録上の所有権登記名義人●●と被相続人●●とは同一人に相違ないので、相続人一同はその旨を証明する。